

条例の提案に対する意見の申出について（報告）

「福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の第8回定例県議会提案について、知事から意見の聴取がありましたので、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和42年福岡県教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定に基づき臨時代理し、別紙のとおり回答しましたので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めます。

令和2年9月11日

教 育 長

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例（案）の概要について

1 改正の理由

経済社会情勢の変化に伴い、所期の目的を達した福岡県立ふれあいの家南筑後を廃止するものである。

2 改正の概要

公の施設から福岡県立ふれあいの家南筑後を削除する。

【福岡県立ふれあいの家南筑後】

(設立目的)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、豊かな自然環境の中での野外活動や多様な学習を通して、健全な青少年の育成に資する施設として、学校や社会教育関係団体の利用に供するため

(所在地)

八女市山内

(設立年月日)

平成7年12月8日

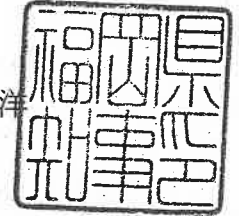
3 施行期日

令和3年4月1日

2教社第 394号
令和2年8月3日

福岡県教育委員会 殿

福岡県知事 小川



条例の提案に対する意見の聴取について

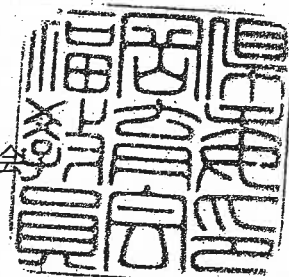
第8回定例県議会に「福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を別案のとおり提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

2 教社第 395 号

令和 2 年 8 月 3 日

福岡県知事 殿

福岡県教育委員会



条例の提案に対する意見の申出について

(対 8 月 3 日 2 教社第 394 号)

令和 2 年 9 月 定例県議会に提案予定の「福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、貴職から意見を求められたことについては同意します。

第二一八号議案

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

右の条例案を別紙のとおり提出する。

令和二年九月十日

福岡県知事 小川 洋

理由

経済社会情勢の変化に伴い、所期の目的を達した福岡県立ふれあいの家南筑後を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三款の二 ふれあいの家（第二百三十条の二―第二百三十条の四）」を削る。

第三章第二節第三款の二を削る。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

新旧対照表

改正案	現行				
<p>目次</p> <p>第三章 委員会に属する公の施設</p> <p>第二節 社会教育関係施設</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>目次</p> <p>第三章 委員会に属する公の施設</p> <p>第二節 社会教育関係施設</p> <p>第三款の二 ふれあいの家(第三百十条の二 第三百十条の四)</p> <p>第三款の二 ふれあいの家</p> <p>(設置、名称及び位置)</p> <p>第三百十条の二 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十条の規定に基づき、豊かな自然環境の中での野外活動や多様な学習を通して、健全な青少年の育成に資する施設として、学校や社会教育関係団体の利用に供するため、ふれあいの家を設置する。</p> <p>2 ふれあいの家の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福岡県立ふれあいの家南筑後</td> <td>八女市</td> </tr> </tbody> </table> <p>(職員)</p> <p>第三百十条の三 ふれあいの家に、所長その他の職員を置く。</p> <p>(利用制限)</p> <p>第三百十条の四 ふれあいの家は、次の各号に掲げる者が研修を行う場合に限り使用させるものとする。</p> <p>一 教職員が引率する児童又は生徒</p> <p>二 少年団体その他の社会教育関係団体又は社会教育関係者</p> <p>三 その他管理者において適当と認めた者</p>	名称	位置	福岡県立ふれあいの家南筑後	八女市
名称	位置				
福岡県立ふれあいの家南筑後	八女市				